

フォークリフト運転技能講習実施のご案内

1. 取得できる資格	フォークリフト運転技能講習修了		
2. この資格で行える業務	最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務（1トン未満も運転できます）		
3. 講習日程	区分	学 科	実 技（終了時刻は予定より遅くなる場合があります）
	4 月 ①	2026年4月9日 8:35～18:00	4月10、13、14日 8:20～18:00
	4 月 ②	2026年4月9日 8:35～18:00	4月15、16、17日 8:20～18:00
	※ 遅刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。		
4. 講習会場	学科・実技とも ふくい労基教育センター 電話:0778-43-7720 〒915-0242 越前市栗田部町81-2 （交通の便:武生ICより自動車で5分）		
5. 受講資格	科目の一部免除で行うため、次の <u>いずれかの自動車運転免許</u> が必要です。（第2種免許も含む） （1）大型自動車免許 （2）中型自動車免許 （3）準中型自動車免許 （4）普通自動車免許 （5）大型特殊自動車免許 ※ 上記運転免許証は有効期間内のものに限ります。 <u>免許の停止・取消などの処分を受けた場合や失効時は受講資格がありません。</u> ※ <u>マイナ運転免許のみをお持ちの方は、事前にふくい労基教育センターまでお知らせください。</u>		
6. 受講料及びテキスト代 （消費税 10%対象） 登録番号 T5-2100-0500-0036	受 講 料 31,350円（内消費税2,850円） テキスト代 1,650円（内消費税 150円） 「フォークリフト運転士テキスト」（令和2年2月改訂版） 非会員 33,000円（内消費税3,000円） 合 計 会 員 32,000円（内消費税2,909円） ※ 当協会会員については、テキスト代のうち1,000円を補助しています		
7. 修了試験及び修了証の交付	(1) 所定の科目を受講した者に対して学科及び実技による修了試験を行ないます。 (2) 修了試験に合格し講習を修了した者には、講習最終日に技能講習修了証を交付します。 (3) 当協会発行の他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を交付しますので、現在所有の修了証の原本は講習日に提出して下さい。		
8. 受講申込手続	(1) 受講を希望される方は、裏面の申込書に記入し、下記申込先にご持参、ファックス又は郵送で提出して下さい。 (2) <u>申込書が適正に受理された場合は</u> 、「受講票」を交付します（ファックス等の場合は郵送します）。また、「写真と確認書類」の用紙もお渡しします。 (3) 申込書が適正に受理され、 <u>受講票が届いた後に</u> ① <u>受講料、テキスト代を、下記の振込口座へ振込み、又は現金で支払って下さい。</u> <u>お振込みの際は、振込手数料をご負担願います。</u> ② <u>「申込書の原本」・「写真と確認書類」を郵送して下さい。</u> ③旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。 (4) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。（定員に達した時点で締切ります） (5) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。やむをえず受講できない場合には、届け出て、他の人がかわって受講しても差し支えありません。		
9. 申込先	ふくい労基教育センター 〒915-0242 越前市栗田部町81-2	TEL:0778-43-7720 FAX:0778-43-7721	
10. 振込口座	福井銀行 松本支店 普通預金 口座番号 1224030 名義: シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイ		

受講料が変更になります！

令和8年度より
受講料が変更になります!

※ これ以外の講習の日程や申込については、ホームページ (<http://www.fukuirouki.or.jp>) の「講習会のご案内」をご覧ください。

フォークリフト運転技能講習受講申込書

申込みの注意事項

1. これまでに福井県労働基準協会発行の技能講習修了証の交付を受けている方は「修了証の統合」の欄も記入して下さい。
2. 「受講資格の確認」を記入して下さい。講習当日、自動車運転免許証（原本）をお持ち下さい。
3. 受講票が届いた後、別途お渡しする「写真と確認書類」を提出し、受講料・テキスト代を支払って下さい。
4. 遅刻、早退、一時外出等により、法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。時間に余裕をもってお越し下さい。
5. 定員に達した講習日程の区分については、別区分へ変更するなど調整させていただきますのでご了承ください。

い ○ で 囲 ん で 下 さ い	区 分 の ひ と つ を	区 分	学 科	実 技		会 場	
	4 月 ①	2026年4月9日 8:35～18:00		4月10、13、14日 8:20～18:00		ふくい労基教育センター 0778-43-7720 越前市栗田部町81-2	
4 月 ②	2026年4月9日 8:35～18:00		4月15、16、17日 8:20～18:00				
ふりがな			旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無			有 無	
受講者氏名			併記希望の氏名又は通称				
生年月日			昭和 平成 年 月 日	日中に連絡できる電話			
受講者住所			郵便番号【 - 】				
受講資格 の 確 認			科目の一部免除で行うため、次のいずれかの自動車運転免許が必要です。(第2種免許も含む) (1) 大型自動車免許 (2) 中型自動車免許 (3) 準中型自動車免許 (4) 普通自動車免許 (5) 大型特殊自動車免許 ※ 上記運転免許証は有効期間内のものに限ります。 免許の停止・取消などの処分を受けた場合や失効時は受講資格がありません。 ※ マイナ運転免許のみをお持ちの方は、事前にふくい労基教育センターまでお知らせください。				
受講票 送付先			(受講票は申込担当者へお送りします。異なる場合は受講票の送付先を記入して下さい)				
			住所	郵便番号【 - 】	名称		
どちらか○で囲んで下さい。			「フォークリフト運転士テキスト」(令和2年2月改訂版)			必要	不要
勤 務 先	事 業 場 名					(該当を○で囲んでください) 会 員 ・ 非 会 員	
	所 在 地		郵便番号【 - 】			会員加入 について	1. 希望あり 2. 希望なし 3. 検討したい
	申込担当者 職氏名		TEL		FAX		
上記のとおり申込み致します。 年 月 日 申 込 者 (公社)福井県労働基準協会会長殿 (受講者本人又は事業者)							受講番号

修了証の統合	福井県労働基準協会が発行した技能講習修了証を1枚に統合します。(但し石綿作業主任者など下欄にない講習は除きます)		
	● 右欄の講習のうち、現在所有する福井県労働基準協会発行の技能講習修了証に○印を付けて下さい。 ● 所有する修了証の原本は、講習日に必ず提出して下さい。その修了証と引換えに統合修了証を交付します。 ● 修了証を滅失した場合は⊗印を付けて下さい。但し、当協会が修了証を交付している事実が確認できないときは統合できません。 ● 氏名を変更したが書替していない場合は、戸籍抄本(原本)など(変更経緯が分かるもの)が必要です。		
		フォークリフト運転	床上操作式クレーン運転
		玉掛け	小型移動式クレーン運転
		ガス溶接	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
		有機溶剤作業主任者	第2種酸素欠乏危険作業主任者
		乾燥設備作業主任者	特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者
	プレス機械作業主任者	特定化学物質等作業主任者	
	金属アーク溶接等作業主任者限定		

【注】この申込書でご提供いただいた個人情報とは、この講習の受講者資料として使用し、受講者のご同意なく目的外に利用することはありません。

申込先 ふくい労基教育センター ファックス：0778-43-7721